

秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引き 新旧対照表

秋秋田県総合評価落札方式（建設工事）運用の手引きの一部を次のとおり改正する。

新	旧
<p>6 ページ</p> <p><b>記載内容に関する留意事項</b></p> <p>(前文) 略</p> <p>簡易型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高いもの」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではありません。</p> <p><u>また、簡易型の入札者が1者であった場合、原則、技術資料の審査を省略していることから、契約結果情報で公表された評価点は審査後の結果ではありません。</u></p> <p>(以下) 略</p>	<p>6 ページ</p> <p><b>記載内容に関する留意事項</b></p> <p>(前文) 略</p> <p>簡易型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高いもの」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではありません。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(以下) 略</p>

附 則

- 1 令和5年5月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。